

★ 養蜂振興法施行細則及び広島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（畜産課）

一 改正の要旨

- 1 蜜蜂飼育届等の様式について国の標準的な様式が改正されたことを踏まえ、個人情報の利用に係る同意の確認欄及び提出に当たつての留意事項を追加するなど、必要な改正を行った。
- 2 蜂群配置調整に必要な事務の効率化を図るため、届出及び申請書の記載項目を整理するなど、必要な改正を行った。
- 3 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和六年七月四日

★ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（建築課）

一 改正の要旨

建築士法施行規則の一部が改正され、一級建築士名簿の登録事項から「生年月日」及び「性別」が削除されることを踏まえ、二級建築士名簿及び木造建築士名簿について、同様の改正を行った。

二 施行期日

令和七年四月一日